

地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について（令和5年度当初予算分）

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収部分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その用途を明確化することが求められています。

令和5年度一般会計予算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 360,000 千円

(歳出) 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 2,536,333 千円

区分	事業費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	1,708,303	956,790	25,894	207,857	517,762
社会保険	765,623	132,019	0	131,695	501,909
保健衛生	62,407	11,608	0	20,448	30,351
合計	2,536,333	1,100,417	25,894	360,000	1,050,022